

第188回 防衛調達審議会議事要旨

1 日時

令和6年8月28日（水）10時00分～12時25分

2 場所

防衛省庁舎D棟3階第1庁議室

3 出席者

（委員）

田内会長 柴山会長代理 石田委員 片岡委員 清水委員 西谷委員 林委員

（防衛省）

坂本装備政策部長、藤重調達管理部長、鈴木調達事業部長、伊輪監察監査・評価官（事務局）

今井統幕首席後方補給官、陸幕装備計画部長代理装備計画部装備計画課補給管理班長、星海幕装備計画部長、空幕装備計画部長代理装備計画部整備・補給課輸送補給室長

4 議題

- （1）随意契約に係るサンプリング調査審議（令和5年度 防衛装備庁（第1回））
- （2）1者応札・1者応募案件に係るサンプリング調査審議及び仕様書等に係るサンプリング調査審議（令和5年度 防衛装備庁（第1回））
- （3）入札状況報告（令和5年度 第1・第2/四半期）
- （4）次回の日程等

5 議事概要

- （1）随意契約に係るサンプリング調査審議（令和5年度 防衛装備庁（第1回））

令和5年度に防衛装備庁調達事業部武器調達官付弾火薬室が締結した契約の中から、サンプリング調査審議の対象として委員が抽出した「JM111A4弾頭信管」について審議を行った。

（JM111A4弾頭信管の概要）

本件は、陸上自衛隊の普通科中隊で使用する、人員等に対して爆風及び破片効果を及ぼす81mm迫撃砲のりゅう弾及び発煙弾に装着して弾薬を爆発させる信管の製

造契約である。

【事前調査における論点等】

- ① 資料1—2に記載されている年度毎の調達数量の算定根拠や方法(在庫量や消費量との関係を含め)について具体的に説明されたい。契約相手方のロット単位の生産量が決まっているのであれば、最適な発注計画を立て、それに基づく各年度の調達数量は一定になると考えるが、実際の契約は、なぜ一定した調達数量になっていないのか詳細に説明されたい。また、令和5年度契約より導入されたコスト変動調整率は予定価格算定に影響するため、納期設定は重要であると考え、納期設定の妥当性についても併せて説明されたい。
- ② 本件の予定価格算定において、直近の令和4年度契約と比較し、その妥当性を検証しているが、令和4年度の調達数量と令和5年度の調達数量は規模が異なる。本来であれば調達数量が同程度の契約と比較するのが妥当であると考え、調達数量が同程度の年度との比較し、本件の予定価格の妥当性について具体的かつ詳細に説明されたい。(内作から外作へ変更した部分や火工費、外作化工数の妥当性の検証内容等)

【本審議】

(資料に基づき防衛省側から説明)

(JM111A4弾頭信管)

事前調査の論点①及び②について

委：当該契約のような長期的に継続する可能性のある契約の場合、安定した調達数量がコストの安定にも繋がるという考えを念頭におき調達されたい。

防：ご指摘のとおり現状も実施しているが、今後も製造会社の生産能力等を鑑み安定した調達を目指していきたい。

委：令和5年度からコスト変動調整率が適用され、納期により契約金額が変わることになるため、今後も適切な納期設定を実施されたい。

防：承知した。

(2) 1者応札・1者応募案件に係るサンプリング調査審議及び仕様書等に係るサンプリング調査審議(令和5年度 防衛装備庁(第1回))

【1者応札案件に係るサンプリング調査審議案件1件】

- ① 垂直発射魚雷投射ロケット

【1 者応募案件に係るサンプリング調査審議案件1 件】

② 妨害対処用標的の研究に係る供試器材

【仕様書等に係るサンプリング調査審議（複数者応札） 案件1 件】

③ 陸自クローズ系クラウド基盤用端末装置GPC-200

【事前調査における論点等】

① 垂直発射魚雷投射ロケット

- ・前回の当該品の調達とは2009年とのことだが、過去の契約実績（年度、契約相手方、落札金額）について具体的に説明されたい。また、本件は、公告を中止し、仕様書を変更したため、再公告をしたとのことであるが、その背景及び理由について詳細に説明されたい。
- ・本件を随意契約等ではなく一般競争契約とした妥当性、必然性について具体的に説明されたい。また、今後当該品の契約をした場合、随意契約へ移行する可能性があるのか、あるいは改善点に記載されているように他社の参入可能性を広げる方法として具体的にどのような工夫（調達数や調達頻度等）をするのか詳細に説明されたい。
- ・本件について、契約前にどのように周知したのか全体像を含め具体的に説明されたい。
- ・本件の商議経緯について具体的に説明されたい。
- ・ロケットモーター以外の調達との関連性及びその入札内容について詳細かつ具体的に説明されたい。

② 妨害対処用標的の研究に係る供試器材

- ・何を購入したのか分かりにくい概要説明となっているため、一見してわかる図等で説明されたい。
- ・本件に使用する製造図書の知的財産権を川崎重工業が取得することとなった、本件の前の調達の情報（調達内容、契約方式、応札者、契約相手方等）を具体的に説明されたい。また、当該知的財産権を官が取得していれば、1 者応募にならなかった可能性があると考えるが、そうしなかったことにおける合理性及び有利性について具体的に、かつ、詳細に説明されたい。
- ・契約相手方が取得した知的財産権を他社に許可するようなインセンティブについて検討し、報告されたい。

③ 陸自クローズ系クラウド基盤用端末装置GPC-200

- ・端末イメージ複製ソフトウェアのライセンス料及びインストールを含める調達が、別契約とする調達より合理的であるとした経緯等（価格の比較を含め）具体的に説明

されたい。また、当該ソフトウェアの必要性についても合わせて説明されたい。

- ・調達要求事項にドライブ装置や端末イメージ複製ソフトウェアなど一般的な機能性ではないものがあるように思われるが、競争性拡大の観点から、他社の参入が見込まれるのか調査結果について説明されたい。
- ・過去の類似契約（要求事項が同等なもの）において入札状況（応札者、入札価格、落札率等）を説明の上、過去の類似契約で応札していた者が今回応札していない場合は、その具体的な理由とそれに対する今後の改善点について説明されたい。

【本審議】

（資料に基づき防衛省側から説明）

① 垂直発射魚雷投射ロケット

委：実際は入札参加が1者になる可能性が極めて高いと予測される場合においても、独占販売権を有していないという理由のみで他社の入札参加可能性を排除せず、一般競争契約方式にしているとのことだが、現行制度においてはそうせざるを得ないのは理解できるものの、今後は実態にあった形で、より効率的な契約方式を適用できるような仕組みについて検討されたい。

防：昨年度審議会において報告したとおり、令和5年度の契約分より1者応札の状況が一定の回数継続するもの等については、防衛装備庁内において審査を実施し、一般競争が適切でないと判断したものについては、公募等へ移行しており、今後その成果が出てくるものと思われる。

② 妨害対処用標的の研究に係る供試器材

委：民間では知的財産を非常に重要視しており、官としてそれに対抗するためもっと戦略的に管理すべきであると考え。現在締結する契約における知的財産が次の契約に繋がるという認識をもって調達されたい。

防：承知した。

③ 陸自クローズ系クラウド基盤用端末装置GPC-200

委：調達要求内容としてCD・DVDの読み取り装置が仕様書に記載されているが、日常的に使用するものなのか。

防：そのとおりである。

（3）入札状況報告（令和5年度 第1・第2/四半期）

各機関等が行う入札について、防衛省大臣官房監査課より報告した。

(4) 次回の日程等

次回は10月16日（水）の開催の予定。詳細については、事務局から後日連絡。